

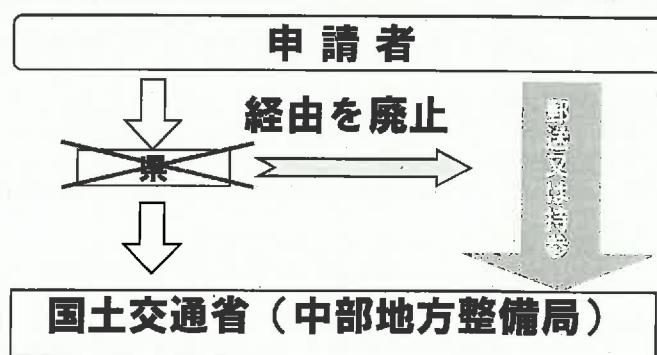
大臣許可をお持ちの建設業者の皆様へ

令和2(2020)年
4月1日以降

許可・経審に 係る書類提出先 が変わります

令和2年4月1日以降、
中部地方整備局へ郵送又は持参してください

イメージ図



【直接中部地方整備局へ提出となるもの】

建設業許可申請（新規、更新等）、決算変更届等の各種届出、経営事項審査申請

■ 中部地方整備局管内（岐阜・静岡・愛知・三重各県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。

■ 詳細は随時、中部地方整備局ホームページにてお知らせします。

HP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/important/191111.html>

問合せ先：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館7階

中部地方整備局 建政部 建設産業課

建設業許可担当・経営事項審査担当 電話 052-953-8572

 中部地方整備局

国土交通大臣許可をお持ちの建設業者の皆様

建設業許可申請書、変更届出書及び経営事項審査申請書の提出先の変更について

～各県庁への提出から、中部地方整備局への提出に変わります～

第9次地方分権一括法が令和元年6月7日に公布され、建設業法関係では令和2年4月1日から施行されることに伴い、愛知県・岐阜県・三重県・静岡県内に主たる営業所を有する国土交通大臣許可をお持ちの建設業者について、建設業許可申請、変更届出及び経営事項審査申請に必要な書類の提出先が、各県の建設業許可担当部局から**中部地方整備局 建設産業課**へと変わります。また、建設業許可証明書を発行できる期間を変更いたします。

- 建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書の提出方法について
令和2年4月1日以降、以下の①又は②のいずれかの方法で関係書類のご提出をお願いいたします。
①**郵送**にて提出する場合
正本1部、副本1部（写しも可）のご提出をお願いいたします。
副本に受付印を押印して返送いたしますので、副本1部を返送することができる大きさの返信用封筒（切手を貼り、返送先を記載したもの）を同封願います。
②**持参**にて提出する場合
正本1部、副本1部（写しも可）のご提出をお願いいたします。
副本1部に受付印を押印してお返しいたします。
受付時間は、**午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで**です。
- 建設業許可証明書発行に係る取扱いの変更について
建設業法第3条第4項の効力を有していることを証明する場合に限り行うこととなります。許可証明書の請求は、原則として、一つの更新申請につき1回、発行部数は1枚となり、請求が可能な期間は、更新の申請の受付日から当該申請に対する許可通知が発出されるまでの間となります。
詳細につきましては、以下のリンクをご覧ください。
リンク：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/important/data/kyokashoumei.pdf>
- 施行時期
上記の取扱いは、**令和2年4月1日**以降に提出する書類から適用されます。

【お問い合わせ先】

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館7階

（地下鉄名城線[市役所]駅下車 5番出口から徒歩3分）

国土交通省 中部地方整備局

建設産業課

松本（制度全般）

富田（建設業許可、変更届出関係）

関（経営事項審査関係）

T E L 052-953-8572

F A X 052-953-8606

